

千葉競輪場駐車場管理要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、千葉市が管理する千葉競輪場のための駐車場（以下「千葉競輪場駐車場」という。）を円滑に運用するために必要な事項を定めるものとする。

(範囲)

第2条 千葉競輪場駐車場は、次の駐車場をいう。

- (1) 第1駐車場（都市公園内）
千葉市中央区弁天4丁目1番1号地先
- (2) 第2駐車場（借用財産）
千葉市中央区弁天4丁目430番20号

(用途)

第3条 千葉競輪場駐車場は、自転車競技法施行規則第10条第4号の規定に基づく、「施設の規模、構造及び設備並びこれらの配置の基準（平成18年経済産業省告示第369号）〔一部改正：平成31年2月5日経済産業省告示第23号〕」により、競輪開催駐車場の用途に供する。ただし、第1駐車場にあつては、都市公園の利用範囲を超えて利用することができない。

(利用者)

第4条 千葉競輪場駐車場を利用できる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 千葉競輪場来場者
- (2) 競輪開催に必要な関係者
- (3) 千葉公園利用者

(その他の利用者)

第5条 市長は、前条の規定に関わらず、競輪開催日、前検日その他の競輪開催のために市長が特に必要であると認める日（以下「競輪開催日等」という。）において、競輪事業に支障のない範囲で、競輪、その他自転車競技の普及に関するイベント等の参加者、関係者のほか、市長が特に必要であると認めるものに千葉競輪場駐車場の使用を許可することができる。

2 市長は、競輪開催日等以外において、競輪事業に支障のない範囲で、次の各号に掲げるものに千葉競輪場駐車場の使用を許可することができる。

- (1) 近隣各町会に在住する住民又は事業主
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）で定める地方公共団体
- (3) 福祉団体などの公共性の高い機関
- (4) 国公立及び私学学校の教育機関
- (5) その他市長が特に必要であると認める機関

(使用制限)

第6条 千葉競輪場駐車場は、次の各号に掲げる用途のために使用することはできない。

- (1) 物品の販売又はこれに類する行為
- (2) 政治的目的を有する行為

(第2駐車場の使用の許可に係る地主の許可)

第7条 第2駐車場の使用の許可を受けるものは、次条の定めのほか地主の許可を受けなければならない。

(使用許可)

第8条 第5条の規定により、千葉競輪場駐車場を利用するものは、千葉市庁舎管理規則(昭和40年千葉市規則第25号)又は千葉市公有財産規則(昭和40年千葉市規則第11号)により申請を行い、使用の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し又は変更)

第9条 市長は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、使用の許可を取り消し、又は変更することができる。この場合、使用の許可を受けたものは、この決定には必ず従わなければならない。

- (1) 第6条各号に規定する用途のために千葉競輪場駐車場を使用したとき。
- (2) 前条による許可を受けた内容と異なる目的、用途のために千葉競輪場駐車場を使用したとき。
- (3) 競輪開催日の延長及びその他競輪事業の変化により、千葉競輪場駐車場を競輪事業として利用する事由が生じたとき。

(使用料の支払)

第10条 使用の許可を受け、第2駐車場を利用するものは、別表により算定した使用料を支払うものとする。

- 2 前項の使用料は、市長から請求があった日から30日以内に、市指定の納付書により納付しなければならない。
- 3 使用料の改定は、土地の評価及び地主等の変更によりその都度改定する。
- 4 別表の使用料のうち、6時間を超え使用した場合は、別表に定める1日分を徴収する。6時間以内の使用の場合は、別表に定める1日分の使用料に1/2を乗じた額を徴収する。

(遵守事項)

第11条 千葉競輪場駐車場の利用者及び使用の許可を受けたものは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された利用目的以外に施設及び付属設備その他の器具等を利用しないこと。
- (2) 許可なく付属設備その他の器具を当該施設外に持ち出さないこと。
- (3) 許可なく施設及び付属設備にはり紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (4) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いるなど、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 許可なく火気を使用し、又は危険若しくは不潔な物品を持ち込まないこと。
- (6) 金品の寄付募集行為をしないこと。
- (7) その他管理運営上不適当な行為をしないこと。

(利用者等の損害賠償)

第12条 千葉競輪場駐車場の利用者及び使用の許可を受けたものは、千葉競輪場駐車場を利用又は使用中、千葉競輪場駐車場の施設及び付属施設その他の器具等を破損し、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、原状に回復したときは、この限りではない。

附 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

別表

第2駐車場

1日当り 13,233円

算出根拠

地主に対する年額賃貸借料 4,764,177円

$4,764,177\text{円} \div 12\text{ヶ月} = 397,014\text{円}$

$397,014 \div 30\text{日} = 13,233\text{円}$